

中東・北アフリカ諸国の  
貿易・投資法制度ガイドブック  
バーレーン

2013年3月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

**本報告書の利用についての注意・免責事項**

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所Clyde & Co LLPから提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよびClyde & Co LLPは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびClyde & Co LLPがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課  
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所  
E-mail：info\_dubai@jetro.go.jp

**JETRO**

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP  
Middle East Regional Office  
PO Box 7001, Rolex Tower  
Sheikh Zayed Road, Dubai,  
United Arab Emirates  
Tel: +971 4 384 4000  
Fax: +971 4 384 4004  
E-mail： mero@clydeco.ae

كليرداند كو  
CLYDE & CO

## 目次

1.	ビジネス関連法規に関する最近の傾向とトピック	1
2.	対外貿易と為替政策	2
2.1	WTO ならびにその他の二国間/多国間貿易協定への参加	2
2.2	貿易・為替規制政策	4
2.3	関税制度	12
2.4	為替規制政策	14
2.5	輸出入手続き	16
3	外国投資政策	21
3.1	投資許可／促進政策および管轄官庁	21
3.2	海外資本投資に関する規制	23
3.3	海外からの資本投資奨励策	26
3.4	税制	27
3.5	外国人の雇用および在住許可に関する規制／現地人員の雇用	31
3.6	知的財産権保護	35
3.7	外国法人の設立手続きおよび必要書類	36
3.8	財務および会計について	44
3.9	外国法人の閉鎖手続きおよび必要書類	45

中東・北アフリカ諸国の貿易・投資法制度ガイドブック  
バーレーン

本稿の構成

1. ビジネス関連法規に関する最近の傾向とトピック

- 1.1 海外からの投資という点で、バーレーンは魅力的なビジネス環境が整っている。バーレーンは、経済を多様化し、市場を開放するための取組みとして、この数十年の間に幾度かの改革を行ってきた。
- 1.2 電気通信産業の自由化、公共輸送の民営化、初の独立発電所プロジェクトの立上げは、政府による積極的な近代改革と考えられる。
- 1.3 バーレーンへの民間企業の新規参入は、情報通信技術、教育およびトレーニング・サービス、金融サービス、ビジネスおよびコンサルタント・サービス、ヘルスケアならびにアルミニウム下流産業の発展を促した。
- 1.4 2006年に金融監督機関が再編されてバーレーン中央銀行（CBB）となり、金融部門の免許付与、監督および規制に関して国際的基準が適用されるようになった。バーレーンは国内で設立した金融機関に国際会計基準を導入し、金融機関の財務諸表を四半期ごとに公表することにより財務状態の透明性を高めた。監督機関は、金融部門におけるマネーロンダリング対策やテロ活動への資金提供の防止、金融部門における金融犯罪（すなわち詐欺行為）の撲滅に力を注いでいる。
- 1.5 バーレーン中央銀行（CBB）が監督する「バーレーン株式取引所（Bahrain Stock Exchange）」は、2011年にジョイントストック・クローズド・カンパニー（非公開株式会社）となり「バーレーン証券取引所（Bahrain Bourse）」と改称された。バーレーン証券取引所は上場会社と出来高を増やし、さらに多くの内外投資家を呼び込む計画である。GCCの企業および市民は、上場バーレーン企業の株式を100%まで所有することができる。GCC以外の企業と市民も、上場バーレーン企業の株式の49%、海外上場企業の株式の100%を保有することができる。
- 1.6 商法と法律制度は国際基準に適合するように常時見直されている。

- 1.7 GCC 商事仲裁センター (GCC Commercial Arbitration Centre) は、地域の専門機関として仲裁サービスを提供し、GCC 諸国間や、GCC 以外の者と GCC 諸国間の紛争を解決している。
- 1.8 より多くの外国人投資家を誘致し、地域の「商業ハブ」としてのバーレーンの地位を強化するための取組みとして、2010 年 1 月初旬に独立の新裁判外紛争処理センターの設立が発表された。「バーレーン紛争処理会議所 (Bahrain Chamber of Dispute Resolution : BCDR)」は、安全な経済環境を保証し、国際貿易と国際投資を維持・誘致するための強い力を持った法的機関を提供することを目的として設立された。米国仲裁協会 (American Arbitration Association : AAA) との協力のもとに設立された BCDR は、裁判外紛争処理 (Alternative Dispute Resolution : ADR) サービス提供に関する新基準を定めている。

## 2. 対外貿易と為替政策

### 2.1 WTO ならびにその他の二国間/多国間貿易協定への参加

#### 2.1.1 WTO

バーレーンは 1995 年から WTO に加盟し、1994 年 7 月 13 日に WTO 協定の憲法に基づく国内法化を裁可した (1994 年法律第 7 号)。

#### 2.1.2 地域貿易協定

バーレーンは以下の協定を締結している。

- (a) 湾岸協力会議 (GCC) 諸国間の経済協定。2001 年 12 月 31 日に GCC 最高評議会が採択し、2003 年政令第 2 号として裁可された。
- (b) アラブ諸国間貿易促進・発展のための協定 (1982 年政令第 8 号)。
- (c) ヨルダンとの貿易・経済協定 (1976 年政令第 4 号)。貿易・経済協定を改定する議定書 (1996 年政令第 4 号)、経済協力・自由貿易協定 (2001 年政令第 25 号)。

- (d) 自由貿易地域設置に関する GCC とレバノンの協定（2005 年政令第 29 号）。
- (e) シリアとの経済・貿易協力（1995 年政令第 5 号）
- (f) エジプトとの貿易協定（1994 年政令第 5 号）、経済貿易協力協定（1997 年政令第 15 号）
- (g) チュニジアとの経済・技術協力協定（1975 年政令第 27 号）
- (h) モロッコとの経済・技術協力協定（2001 年政令第 6 号）
- (i) イラクとの貿易・経済協定（1975 年政令第 29 号）および貿易・経済協定を改定する議定書（1982 年政令第 13 号）
- (j) イエメンとの経済・貿易・技術協力協定（2006 年政令第 69 号）

### 2.1.3 その他の二国間／多国間貿易協定

バーレーンは以下の協定にも署名している。

- (a) GCC と欧州自由貿易連合の協力協定（1989 年政令第 4 号）
- (b) 2004 年 9 月 14 日に署名された米国との自由貿易協定（FTA）（2005 年法律第 23 号に基づき 2005 年 7 月 27 日に国内法化）

FTA の主な利点は、以下のとおりである。

- (i) すべての関税障壁が撤廃され、輸出のコスト負担が軽減される。また、米国におけるバーレーン製品の競争力が高まる。
- (ii) サービスにおけるすべての貿易障壁が撤廃され、バーレーンのサービス・プロバイダーに対して米国市場が開放される。バーレーンのサービス・プロバイダーは、現地に事業所を置くことによって、または国境を超えてサービスを提供できるようになる。これはバーレーンのサービス部門が拡大するための足掛かりになる。
- (iii) バーレーンのサービス・プロバイダーは内国民待遇または最恵国待遇を与えられ、米国企業と同じ土俵に立つて

競争できるようになる。また、米国において余分な規制の負担を受けずにサービスを提供できるようになる。

- (iv) 最高水準の労働、環境および知的財産保護がさらに強化される。
  - (v) バーレーン以外の製造業者およびサービス会社にも、米国市場にアクセスするためにバーレーンで事業を設立するという選択肢が与えられる。逆に米国の製造業者およびサービス・プロバイダーは、バーレーンで事業を設立することにより、アラブ地域にサービスを提供するという選択肢が与えられる。
- (c) オーストラリアとの貿易・経済・技術協定（1979年政令第17号）、イラン（2002年政令第51号）、韓国（1984年政令第11号）、ロシア（1999年政令第19号）
  - (d) ベラルーシとの経済・貿易協力協定（2005年法律第11号）
  - (e) GCCと中国の経済・貿易・投資・技術協定（2009年法律第21号）
  - (f) フランスとの経済・産業協力協定（1977年7月26日付政令）
  - (g) ギリシャとの経済・文化・技術協定（1976年法律第9号）
  - (h) インドとの技術・経済協力協定（1981年政令第12号）
  - (i) GCCとマレーシアの経済・貿易・投資・技術協定（2011年法律第47号）
  - (j) シンガポールとの経済協定（1979年政令第9号）およびGCCとシンガポールの自由貿易協定（2010年法律第1号）
  - (k) トルコとの経済・産業・技術協力協定（1991年政令第10号）
  - (l) GCCはこのほか、EU、中国、日本、インド、パキスタン、オーストラリア、ニュージーランド、南米南部共同市場（MERCOSUR：南米最大の通商同盟）ともFTAを結んでいる。

## 2.2 貿易・為替規制政策

### 2.2.1 貿易・為替規制政策／制度の概要

バーレーンは GCC 関税同盟の加盟国である（2006 年法律第 1 号）。この関税同盟は、GCC の全関税事務所の関税課税手続きを統一し、関税の分野で加盟国の協力を強化するものである。経済・金融、関税、工業、農業、科学・技術、教育などに関して加盟国の利益、加盟国国民の福利のための共通政策の採択を促すことが GCC の主眼である。

## 2.2.2 所轄官庁

関税 — 内務省 (Ministry of Interior)

PO Box 15, Manama

Kingdom of Bahrain

[www.bahraincustoms.gov.bh](http://www.bahraincustoms.gov.bh)

## 2.2.3 物品輸入規制

### (a) 政策の概要

(b)項および(c)項に記載された以外に特別な輸入規制／禁止は課されていない。

### (b) 輸入規制品目（免許／許可を要する、割当が課される）

以下の品目は規制対象であり、バーレーンへの輸入は、しかるべき監督機関が発行した有効な許可書または承認書を提示した場合に限り認められる。しかるべき許可または承認が入手できない場合は品目の詳細を記載の上、監督機関に承認を申請する。

項目	リリースの条件	許可を与える監督機関
- 生きた野生動物 (サーカス用のみ) - 馬	内務省発行の「異議なし 証明書 (No Objection Certificate)」 および／または 家畜庁 (Veterinary Authority) の有効な証明書	- 内務省 (Ministry of Interior)  - 地方自治省 (Ministry of Municipalities)
- 動物、鳥類およびその 副生成物 - 動物性肥料または植物	地方自治省の「異議なし 証明書 (No Objection Certificate)」	地方自治省 (Ministry of Municipalities)



性肥料 - 殺虫剤および防カビ剤 - 食肉および食肉加工品 - 魚類および海産物 - 果物および野菜 - 植物		
- 放射性化学薬品および放射性同位元素 - 食品 (加工済みおよび未加工) - 調合薬 - 医薬品	保健省 (Ministry of Health) の許可	保健省 (Ministry of Health)
- 純粋エチルアルコール、イソプロパノール - 歩行式四輪小型車 - 鉄製/スチール製手錠 - 武器、弾薬、爆発物および軍事兵器	内務省 (Ministry of Interior) の「異議なし証明書 (No Objection Certificate)」	内務省 (Ministry of Interior)
- 雑誌および出版物 - 映画およびビデオ - 光学および磁気視聴覚媒体 - 知的財産権を侵害する物品	情報庁 (Information Affairs Authority) の「異議なし証明書 (No Objection Certificate)」	情報庁 (Information Affairs Authority) ウェブサイト： <a href="http://www.iaa.bh/Default.aspx">http://www.iaa.bh/Default.aspx</a>
電気通信機器、ラジオ・テレビ受信機、および放送用装置	電気通信規制庁 (Telecommunications Regulatory Authority) の「異議なし証明書 (No Objection Certificate)」	電気通信規制庁 (Telecommunications Regulatory Authority)

(c) 輸入禁止品目

以下の品目は、バーレーンへの輸入が禁じられている。

- (i) ヘロイン、コカイン、ハシシ、ドラッグ効果を有する錠剤など、あらゆる種類の麻薬
- (ii) インディアン・パーン（ビンロウジ）およびその派生物
- (iii) 中古・再生タイヤ
- (iv) 養殖真珠
- (v) あらゆる種類のたばこの宣材
- (vi) 無線／リモコン式模型飛行機
- (vii) 発射体の発砲が可能な子供用玩具銃
- (viii) イスラエル産またはイスラエルの商標もしくはロゴが表示された物品
- (ix) イスラム教の教え、品位または道徳に反する印刷物、写真、絵画、書籍、雑誌、彫刻およびマネキン
- (x) 扇動的または反逆的な内容のもの
- (xi) アスベストまたはアスベストを含むもの
- (xii) 未加工の象牙、象牙製品および犀の角
- (xiii) 生きた豚
- (xiv) バーレーンの関税法またはその他の法令に基づき輸入が禁じられたその他の物品

#### 2.2.4 原産地に関する輸入規制

イスラエル産またはイスラエルの商標もしくはロゴが表示された物品および製品はバーレーンへの輸入を禁じられている。

2011年に、以下の国からの輸入を制限する下記の省令が発令された。

- (a) タイからの猫および犬の輸入（2011年省令第2号）
- (b) 福島原発事故の影響を受ける日本およびその他の国からの食品の輸入

(c) ヨルダンからの馬の輸入 (2011 年省令第 72 号)

このほか以下の制限が課されている。

- (a) 以下の東アジア諸国からの鳥類、生きた家禽およびその卵の輸入制限—韓国、ベトナム、タイ、中国、台湾、カンボジア、インドネシア、香港、パキスタン (2004 年省令第 5 号)。ただし、パキスタンからの輸入制限は 2005 年省令第 1 号により廃止された。
- (b) 狂牛病を理由とする EU 諸国からの馬、牛ならびにその生肉、冷凍肉、冷蔵肉、缶詰肉、加工肉およびその派生品、器官および生成物の輸入制限 (2004 年省令第 1 号)
- (c) ウエストナイル熱を理由とする米国からの生きた鳥類の輸入制限 (2003 年省令第 65 号)
- (d) オランダおよび香港からの鳥類、卵および孵化卵の輸入制限 (2003 年省令第 1 号)
- (e) スロベニア (2002 年省令第 15 号)、日本 (2002 年省令第 2 号)、デンマーク (2000 年省令第 3 号) からの牛ならびにその生肉、冷凍肉、冷蔵肉、缶詰肉、加工肉およびその派生品、器官および生成物の輸入制限
- (f) スペイン産オリーブオイル (2001 年省令第 4 号)
- (g) ケニア、ソマリア、ウガンダ、タンザニア、エリトリア、エチオピア、スーダン、ナイジェリア、ジブチからの牛、ラクダ、羊ならびにその生肉、冷蔵肉、缶詰肉、加工肉およびその派生品の輸入制限 (2000 年省令第 6 号)
- (h) エチオピアからの家畜ならびにその生肉、冷凍肉、冷蔵肉、缶詰肉、加工肉およびその派生品、器官および生成物の輸入制限 (1999 年省令第 2 号)
- (i) ケニアおよびソマリアからの牛、羊ならびにその生肉、冷蔵肉、冷凍肉、缶詰肉および加工肉およびその派生品の輸入制限 (1998 年省令第 1 号。ただし、2009 年省令第 8 号により、ソマリアからの羊および牛の輸入禁止は解除された)
- (j) 英国からの牛の生肉、冷凍肉、冷蔵肉、加工肉およびその派生品の輸入制限 (1996 年省令第 2 号)

### 2.2.5 その他の輸出関連法／協定

「工業地域の設立および計画」に関する 1999 年政令第 28 号に基づき、産業商務省 (Ministry of Industry and Commerce : MOIC) がバーレーン国際投資パーク (Bahrain International Investment Park : BIIP) を開発した。製造業や国境を超えたサービス提供の分野で、国内の高レベル雇用の創出に貢献する高価値のプロジェクトに輸出指向の企業を誘致することが BIIP の目的である。BIIP 内の企業／工場は、原料・設備の輸入関税を免除される。さらに、BIIP 内で製造され、GCC その他のアラブ市場で販売される製品は輸入関税を免除される。

### 2.2.6 外国産商品の輸入に関するその他の要件

バーレーンに輸入される商品は、1985 年政令第 16 号のもとで設立されたバーレーン標準・計量局 (Bahrain Standards and Metrology Directorate : BSMD) の規則に従わなければならない。BSMD はバーレーンの認定国家標準機関で、国家の衛生・安全・環境保護要件を国際的な手順に合わせるためにバーレーンの承認済み技術規則および適合性評価基準を作成・改定し、公表している。

### 2.2.7 物品輸出規制

#### (a) 政策の概要

バーレーンは輸出産業向け助成金の大半を段階的に廃止したが、新興輸出産業に対して原料および設備／機械の無関税輸入を認めている。

#### (b) 輸出規制品目

以下の品目は規制対象であり、バーレーンからの輸出は、しかるべき監督機関が発行した有効な許可書または承認書が作成された場合に限り認められる。しかるべき許可または承認が入手できない場合は品目の詳細を記載の上、監督機関に承認を申請する。

品目	リリースの条件	許可を与える監督機関
活馬	異議なし証明書 (No Objection Certificate)	地方自治省 (Ministry of Municipalities)
ラクダ	異議なし証明書 (No Objection Certificate)	王室裁判所 (Royal Court)
ヤシの種子	異議なし証明書 (No Objection Certificate)	地方自治省 (Ministry of Municipalities)
廃棄物	異議なし証明書 (No Objection Certificate)	海洋資源・環境・野生生物保護のための公共委員会 (Public Commission for the Protection of Marine Resources, Environment and Wildlife)
骨董品	異議なし証明書 (No Objection Certificate)	情報庁 (Information Affairs Authority)

### (c) 輸出禁止品目

以下の品目をバーレーンから輸出することはできない。

- (i) あらゆる種類の燃料およびディーゼル燃料などの補助対象品
- (ii) あらゆる種類の小麦粉およびこの種の補助対象品
- (iii) 「Delmon」の商標が表示された生の鶏肉
- (iv) 赤肉およびこの種の補助対象品

### 2.2.8 原産国に関する輸入規制

イスラエルとの取引は種類を問わず禁じられる。

### 2.2.9 その他の輸出関連法／協定

なし。

## 2.2.10 その他の海外向け輸出品に関する要件

バーレーンから物品を輸出する際、輸出品に関税は課されないが、荷送人は税関に以下の書類（政府の統計作成用）を提出しなければならない。

- (a) 税関申告書（CDF）
- (b) 送り状
- (c) カーゴ・マニフェスト（積荷目録）

必要な書類を提出した時点で、輸出者は仕向け港に物品を出荷することができる。

GCC 諸国以外に再輸出される商品・製品は以下の 4 つのカテゴリーに区分される。

- (a) 国産品
- (b) 通過貨物
- (c) 保税貨物
- (d) 関税払戻のため再輸出される外国産品

再輸出に必要な書類は以下のとおりである。

- (a) 税関申告書（CDF）および送り状
- (b) 関税払戻のため外国産品を再輸出する場合は、税関申告書（CDF）に関税領収証書の写しおよび原産地証明書の写しを添えなければならない。

輸出手続きは以下のとおりである。

- (a) 税関申告書（CDF）および必要書類を税関窓口に提示しなければならない。税関は物品を検査し、当該物品の輸出を監視する。

- (b) 関税払戻を目的とする再輸出の場合、税関は、当該物品の再輸出に際し、既に徴収済みの関税を払い戻す。上記の再輸出品は、輸入時と同じ状態でなければならない。また、CIF 価格が 5,000 米ドル（または現地通貨でそれと同価値）未満でなければならない。上記物品の輸出は税関の監督のもとで、関税納付から 1 暦年以内に行わなければならない。

## 2.3 関税制度

### 2.3.1 所轄官庁

内務省 関税局 (Customs Affairs – Ministry of Interior)

P.O. Box 15

Manama

Kingdom of Bahrain

[www.bahraincustoms.gov.bh](http://www.bahraincustoms.gov.bh)

### 2.3.2 関税率照会先

関税率の照会先は、以下のとおりである。

Khalifa Bin Salman Port (Khalifa Bin Salman 港)

Bahrain International Airport (バーレーン国際空港) - Air Cargo Passenger

DHL Customs

GLS Customs

King Fahad Causeway – Cargo Passenger

### 2.3.3 関税制度の概要

バーレーンが GCC 関税法を批准した後、関税同盟は（食品および医療品を中心に）426 品目について加盟国の関税を撤廃し、いくつかの例外を除いて他の商品の輸入関税を 5%に引き下げた。

#### 2.3.4 免税対象の品目／カテゴリー

GCC 関税法に係る施行細則（2003 年命令第 3 号）に従い、以下の品目には免税が適用される。

##### (a) 以下の品目の一時輸入

- (i) プロジェクトを完成させるため、またはかかるプロジェクトの作業のための実験および科学的実験を行うための機械および重機
- (ii) 製造完了を目的として輸入される外国製品
- (iii) 舞台および博覧会のための一時輸入
- (iv) 修理および保守のために輸入された機械および設備
- (v) 物品を入れるために輸入されるコンテナおよびケーシング
- (vi) ペット
- (vii) 博覧会での展示を目的とする商品見本
- (viii) 外国人観光客の車両
- (ix) その他の起こりうる状況

##### (b) 外交使節団

##### (c) 武器、弾薬、輸送機およびスペアパーツならびにその他の軍需品

##### (d) 身の回り品および家庭用品

##### (e) チャリティ用物品

#### 2.3.5 区分

バーレーンの関税は、国際統一商品分類（HS システム）に準拠している。



### 2.3.6 関税の種別

従価方式

### 2.3.7 課税基準（FOB、CIF など）

商法（1987 年第 7 号）は FOB および CIF 販売方式を規定している。  
一般的な関税率は CIF（運賃保険料込み価格）の 5%だが、アルコール飲料（CIF 価格の 125%で計算）および、たばこ（CIF 価格の 100%で計算）は例外である。

### 2.3.8 日本からの輸入に適用される関税制度

上記の関税率は（例外はあるが）日本を含むすべての国に適用される。

### 2.3.9 特恵関税制度

すべての GCC 製品は輸入関税を免除される。さらに、この免税は、ヨルダン、シリア、チュニジアなど、バーレーンと二国間協定を結んでいるアラブ諸国にも適用される。

### 2.3.10 関連法規

2002 年政令法第 10 号に基づいて批准された GCC 関税法。

### 2.3.11 輸入品に課される関税以外の税／関税

なし。

## 2.4 為替規制政策

### 2.4.1 所轄官庁

バーレーンの金融部門は基盤がしっかりしており、バーレーン中央銀行（CBB）によって規制されている。バーレーン中央銀行（CBB）は、国際基準に則って、金融・バンキング部門の免許付与、監督、規制を司っている。

2006年政令第64号に基づいて設立されたバーレーン中央銀行（CBB）は、バーレーン王国の金融政策および為替政策の実施、政府の準備金および債券発行の管理、国内通貨の発行、国家の支払い・決済システムの監督を行っている。バーレーン中央銀行（CBB）はバーレーンの金融部門の唯一の監督機関であり、その管轄はバンキング、保険、投資ビジネスおよび資本市場活動のあらゆる領域に及ぶ。

#### 2.4.2 為替レート規制システム

バーレーンは0.376バーレーン／1米ドルの固定相場制を敷いている。バーレーン中央銀行（CBB）はバーレーン国内の市中銀行に外国為替業務を行わせている。これは公式為替レートに非常に近いレートで米ドルの売買を行う態勢にあることを意味する。

金融取引は、マネーロンダリング対策およびテロ活動への資金提供の防止に関するバーレーン中央銀行（CBB）の規則に従って行われていることから、以下のことが言える。

- (a) バーレーンへの送金およびバーレーンからの送金に規制は課されていない。
- (b) 利益の海外送金に規制は課されていない。
- (c) 申告に関する要件も定められていない。
- (d) バーレーンからハードカレンシーを持ち出すことができる。
- (e) 決済通貨、支払システムおよび外貨の分配に制限は課されていない。

#### 2.4.3 商品貿易取引に関する規制

商品貿易取引に関しては、上記の輸出入規制・禁止以外に（資金調達、支払システムまたは決済通貨）の制限は課されていない

#### 2.4.4 貿易外取引に関する規制

貿易外取引に関して、資金調達、支払システムまたは決済通貨の制限は設けられていない。

#### 2.4.5 資本取引に関する規制

##### (a) バーレーンにおける投資ファシリティおよび制限

外国人投資家には、不動産を所有する、100%外国資本で特定の事業活動を行うなど、さまざまな便宜が図られている。

一方で、特定の事業活動をバーレーン人のみに制限するなど、現地の公益を目的としていくつかの制限が課されている。

##### (b) 株式取得

2008年命令第31号に従って、バーレーン中央銀行（CBB）から営業免許を与えられた銀行に関しては株式保有に以下のような制限が設けられている。

(i) 自然人が所有する株式は15%までとする。

(ii) バーレーン中央銀行（CBB）の免許を取得していない法人が所有する株式は20%までとする。

(iii) バーレーン中央銀行（CBB）の免許を取得した法人が所有する株式は40%までとする。

##### (c) 海外向け借入れおよび融資

海外からの借入および海外への融資に関して明確な規則は設けられていない。よって一般的な借入・融資規則が適用される。

##### (d) 預金口座取引

バーレーンの銀行は、顧客のために外国為替口座を別途設けることができる。この送金可能口座に入金された資金は、承認を得ずバーレーン国外に送金できる。

### 2.5 輸出入手続き

## 2.5.1 輸入／輸出許可の申請

### (a) 強制的申告

目的のいかんを問わず、あらゆる種類の物品、品目またはもののバーレーンへの輸入または輸出を計画する自然人または法人は、税関 (Customs Affairs) への申告義務を負う。ただし、法律の規定によりかかる義務を免除された個人または法人は除く。旅行者は、税関スタッフに口頭で物品を申告することができる。

### (b) 申告の検証

税関官吏が税関申告書 (CDF) を受理し、その有効性および正確性を検証する。

### (c) 関税の決定および納付

輸入品については関税を支払わなければならない。関税は、物品を申告した税関の収納窓口で納付する。

## 2.5.2 物品の申告

### (a) 税関規則

法人は、産業商務省 (MOIC) に登録した適正な商業活動を行っている場合に限り、物品の輸入／輸出を行うことができる。自然人は、現行関税規則に従って物品を輸入／輸出することができる。

### (b) 税関申告書による申告

輸入品または輸出品は税関申告書 (CDF) で申告するが、法律で免税が認められる場合がある。

### (c) 公認通関代理人

以下に記載した者が、物品の輸入、輸出および通過に関する税関手続きを行うことができる。

(i) 物品の所有者

(ii) 物品所有者の正式に認められた代理人

(iii) 通関業者の事務所

(iv) 免許を受けた通関業者

(d) 税関申告書（CDF）の主な記載事項および添付書類

税関申告書（CDF）には原産国、物品の価格、物品の種類を記載しなければならない。

(e) 税関申告書の添付書類

(i) 輸入

(A) 海路で物品を輸入する場合は、以下の書類の提出に現地の貿易業者／輸入業者が必要である。

(1) 税関申告書（CDF）

(2) 海運業者から輸入業者（有効な輸入業者営業登録を持つ輸入業者）に宛てた「海運業者貨物引渡指図書（Shipping Agent Delivery Order）」

(3) 輸出業者から輸入業者に宛てた送り状の原本 3 通

(4) 貨物に含まれる各品目について重量、パッケージングおよび物品の区分が詳しく記載されたパッキングリスト 2 通

(5) 物品の原産国の商工会議所が発行した原産地証明書の原本

(6) 保険証券の写し

(7) 船荷証券の原本

(8) 規制品目の輸入を管轄するバーレーンの政府機関の輸入許可／承認

(9) 銀行通知／保証（適宜）

(10) 物品の最終目的地が GCC 内である場合は統計用申告書

(B) 海路で物品を輸入する場合は、マニフェスト（積荷目録）の提出に現地の貿易業者／輸入業者が必要である。マニフェスト（積荷目録）には、以下の事項を記載する。

(1) 船舶の名称、輸送方法、国籍および番号

- (2) 船長の氏名および国籍、ならびにマニフェスト（積荷目録）の詳細の正確性に関する船長の署名
- (3) 物品の種類、原産国、生産国、価格、総重量、大きさなど。物品が禁止品の場合は実際の名称どおりに記載しなければならない。
- (4) パッケージの数量、表示、パッケージングの番号および種類
- (5) 船積みの詳細および日付
- (6) 荷主および受取人の詳細
- (7) 物品輸入先の国名

(ii) 輸出通関手続き

バーレーンから輸出される物品に関税は課されないが、輸出業者は税関に以下の書類（政府の統計作成用）を提出しなければならない。

- (1) 税関申告書（CDF）
- (2) 送り状
- (3) カーゴ・マニフェスト（積荷目録）

(iii) GCC 加盟国以外への再輸出

- (1) 税関に税関申告書（CDF）および送り状を提出しなければならない。
- (2) 関税払戻のため外国産品を再輸出する場合は、税関申告書（CDF）に関税領収証書の写しおよび原産地証明書の写しを添えなければならない。

(f) 通関手続き

(i) 輸入通関手続き

通関システム（Customs Clearing System）（eCAS）を使用して税関申告書（CDF）を提出した後の手続きは、以下のとおりである。

- (A) 物品を通関する税関の収納窓口で関税および手数料を納付する。
- (B) 収納窓口で税関の係員にすべての必要書類を提出する。
- (C) 貨物取扱い手数料を支払い、港湾管理会社の窓口で貨物移動のための予約を行う。
- (D) 港湾管理会社は所定の検査場所にコンテナを移動する。
- (E) 税関が物品のリスク評価を行う。その結果に基づいて、検査が行われる場合がある。
- (F) 最後に物品の通関を行い、税関からの持出しが認められる。

(ii) 輸出通関手続き

上記(d)項に記載の必要書類を提出した時点で、輸出者は仕向け港に物品を出荷することができる。

(iii) GCC 加盟国以外への再輸出

- (A) 税関申告書（CDF）および必要書類を税関窓口に提示しなければならない。税関は物品を検査し、輸出を監視する。
- (B) 関税払戻を目的とする再輸出の場合、税関は、当該物品の再輸出に際し、既に徴収済みの関税を払い戻す。上記の再輸出品は、輸入時と同じ状態でなければならない。また、CIF 価格が 5,000 米ドル（または現地通貨でそれと同価値）以上でなければならない。上記物品の輸出は税関の監督のもとで、関税納付から 1 暦年以内に行わなければならない。

(g) 関連する法令

2002 年政令第 10 号に基づいて批准された GCC 関税同盟法。

### 2.5.3 ビザ（領事館の手続き）

一般に物品の輸出入に際してビザ／領事館の手続きは不要である。

## 3 外国投資政策

### 3.1 投資許可／促進政策および管轄官庁

#### 3.1.1 外国投資政策／制度の概要

##### (a) 投資法

バーレーンは外国人投資家のために非常に進歩的、開放的な法制を敷いている。外国人投資家はバーレーン国内で自由に事業を営むことができる。また、大半の事業活動に関して現地企業の株式を 100% 所有することができる。政府は法人の所有権または経営への参加を要求しない。また、資本化に関して制限は設けられていない。

##### (b) ワンストップショップ

バーレーン投資家センター（Bahrain Investors' Centre : BIC）は、初期申請提出から会社の最終登記と事業活動開始に至るまでの起業手続きを円滑化するために産業商務省（MOIC）が設立したワンストップショップである。免許付与および承認手続きに関与する主な政府機関はバーレーン投資家センター（BIC）内に窓口を置くか、あるいはバーレーン投資家センターBIC のオンライン商業登録システムとリンクしている。

##### (c) 投資にかかわる多国間協定

バーレーンは、いくつかの地域・国際投資促進協定および保護協定の締約国となっている。投資に関係する協定としては以下のものが挙げられる。

- (i) ヨルダン（2000 年政令第 1 号）
- (ii) レバノン（2005 年法律第 5 号）
- (iii) シリア（2000 年政令第 27 号）



- (iv) エジプト (1997 年政令第 16 号)
- (v) アルジェリア (2000 年政令第 17 号)
- (vi) スーダン (2009 年法律第 43 号)
- (vii) モロッコ (2001 年政令第 7 号)
- (viii) イエメン (2004 年法律第 5 号)
- (ix) ベルギー・ルクセンブルグ経済同盟 (2007 年法律第 8 号)
- (x) ブルガリア (2010 年法律第 12 号)
- (xi) 中国 (1999 年法律第 29 号)
- (xii) チェコ共和国 (2009 年法律第 10 号)
- (xiii) ドイツ (2009 年法律第 22 号)
- (xiv) スペイン (2012 年法律第 30 号)
- (xv) オランダ (2009 年法律第 12 号)
- (xvi) フィリピン (2001 年政令第 33 号)
- (xvii) トルクメニスタン (2012 年法律第 9 号)
- (xviii) 英国 (1991 年政令第 17 号)
- (xix) ウズベキスタン (2010 年法律第 18 号)
- (xx) ベラルーシ (2004 年法律第 18 号)
- (xxi) ブルネイ (2009 年法律第 18 号)
- (xxii) 中国 (2009 年法律第 21 号)
- (xxiii) フランス (2004 年法律第 23 号)
- (xxiv) インド (2006 年法律第 71 号)
- (xxv) マレーシア (1999 年政令第 31 号)
- (xxvi) シンガポール (2004 年法律第 21 号)

### 3.1.2 所轄官庁

バーレーン投資家センター (Bahrain Investors' Centre) ・ 商工省 (Ministry of Industry and Commerce)

P.O. Box 5479

Manama

Kingdom of Bahrain

電話: +973 1756 2222

ウェブサイト: [www.moic.gov.bh](http://www.moic.gov.bh)

## 3.2 海外資本投資に関する規制

### 3.2.1 規制／禁止される事業カテゴリー

- (a) バーレーンにおいては以下の事業活動が禁止されている。
  - (i) 賭博
  - (ii) アルコール飲料製造
  - (iii) 麻薬製造
  - (iv) 武器製造
  - (v) たばこ製造
  - (vi) あらゆる種類の廃棄物の輸入、ならびに放射性物質および有毒廃棄物の処理、貯蔵および投棄
  - (vii) アスベストおよびその副生成物の輸入、製造および取扱い（アスベスト除去は含まず）
  - (viii) 取扱制限有毒物の輸入および産業利用
  - (ix) たばこ自動販売機の輸入
  - (x) 郵便事業（郵便事業は Bahran Post が独占）

- (b) 以下の活動は、バーレーンの市民および企業に限定される。
- (i) 不動産サービス、土地・建物の賃貸・管理（売買および個人財産  
コンサルタント・サービス運営は含まず）
  - (ii) 新聞社、出版・販売会社（日刊および非日刊、専門紙および雑誌）
  - (iii) 印刷業
  - (iv) 映画撮影スタジオ
  - (v) 映画配給の経営・運営を専門とする事業
  - (vi) 映画館の所有
  - (vii) 物品陸上輸送
  - (viii) 人員陸上輸送
  - (ix) 観光客陸上輸送
  - (x) 国内シークルーズ
  - (xi) 運転教習
  - (xii) バイク・レンタル
  - (xiii) レンタカー
  - (xiv) 迎車タクシー
  - (xv) 石油製品供給（ガソリンスタンド）
  - (xvi) ガスのボトリングおよび配給
  - (xvii) ガスオーブンのリフィルおよび修理
  - (xviii) ガスボンベ配給
  - (xix) 政府機関および当局の手続きの取扱いおよび処理
  - (xx) ハッジュ（メッカ巡礼）およびウムラ（個人で行う任意の巡礼）  
サービス
  - (xxi) 外国人労働者の供給

(xxii) 代理商

(xxiii) 小規模事業活動

(c) 以下の事業活動は、バーレーン国籍者および GCC 加盟国の市民および企業に限って認められる。

(i) 漁業

(ii) 経理・会計サービス（監査は含まず）

(iii) レーシングカー燃料の輸出入および販売

(iv) 貨物通関

### 3.2.2 外国人による資本／株式資本所有に関する規制

バーレーンは、上記のような部門特有の制限を課し、バーレーン投資家センター（BIC）の内部手続きに従うことを条件としながらも、外国人が会社株式の100%を所有することを認めている。この手続きは、申請提出時に決定される。

貿易業および小売業に従事する外国企業の場合、バーレーン人の持ち株比率が51%以上でなければならない。バーレーンで大規模プロジェクトまたは開発プロジェクトを手がける予定の外国人投資家は、バーレーン人の51%持ち株比率要件の適用免除を求めることができる。承認の判断は商工相の単独の裁量に任されている。貿易業および小売業に従事するGCCの企業の場合は、バーレーン人パートナーが必要である。また、申請時にバーレーン人持ち株比率要件がバーレーン投資家センター（BIC）から指示される。

旅行・観光業も同様にバーレーン人パートナーが必要である。外来患者向け施設として運営される診療所および医療センターは、バーレーン人およびバーレーンに居住するGCC市民で医療資格を持つ者しか開設できない。薬局については、会社の資本の50%以上をバーレーン人の薬剤師が保有する必要がある。

### 3.2.3 外国人の土地所有に関する制限

外国人および外国企業は、Greater Manama Area、Seef District、Durrat Al Bahrain、Amwaj Islands、Riffa Views、Bahrain Financial Harbour area、Reef Island、Al Areen Development、Marina West などの新開発地区で不動産（土地・建物）を所有できる。

### 3.3 海外からの資本投資奨励策

#### 3.3.1 奨励策を利用できる投資奨励対象の部門、ビジネスカテゴリー、プロジェクト、地域

バーレーン国際投資パーク (Bahrain International Investment Park: BIIP) は、製造業および国際貿易サービス業に携わる輸出志向の企業を誘致するために商工省が開発した、247ヘクタールの面積を持つ高水準の新設ビジネスパークである。高価値のプロジェクトが、現地で質の高い雇用の創出に貢献している。

#### 3.3.2 優遇制度

バーレーン国際投資パーク (BIIP) は、独特の優遇制度を提供している。

- (a) 法人所得税 0%を 10 年間保証。
- (b) GCC 諸国 (バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦) の市場に免税でアクセス。
- (c) 100%外資も可。
- (d) 各種設備が整った工業用地を超格安で利用可能。
- (e) 更新可能の 50 年間賃貸契約。
- (f) 当初 5 年間は雇用条件に制限なし。
- (g) 専門マネジメントチームが専任でサポート。

バーレーンはさらに、産業インセンティブ・プログラムを導入した。この制度は、海外、国内を問わず、現地人を採用した民間企業に適用される。特別な制度が、新旧の小～中規模企業をサポートしている。これらの制度には、以下のものが含まれる。

- (i) 雇用 – 先端産業の工場を建設する企業がバーレーン人を雇用すると、当初 3 年間、1 人につき年間 1 万 1,925 米ドルの補助金が支給される。「下流」産業では 1 人につき年間 7,950 米ドル、既存産業の工場を建設する企業がバーレーン人を雇用すると 1 人につき年間 2,650 米ドルの補助金が支給される。
- (ii) 電気料金 – 全業種で当初 5 年間、50%の割戻しが受けられる。
- (iii) 借地 – 政府の工業地域では、全業種について当初 5 年間、借地料が 100%割戻しされる。
- (iv) 関税 – 全業種を対象に、当初 5 年間は関税が 100%割戻しされる。
- (v) 輸出信用枠 – 全業種が利用できる。
- (vi) 為替管理 – 為替管理その他の規制下にあるか否かを問わず、企業はバーレーン国外への送金にあたって同意や許可を得る必要がない。
- (vii) 関税による保護 – 関税保護委員会 (National Committee on Tariff Protection) の承認を条件として、先駆的「下流」産業には 10～20%の関税保護措置が与えられる。

## 3.4 税制

### 3.4.1 法人税

石油、ガス、石油製品会社には法人税が課されるが、税率は 46%に抑えられている。

- (a) 登録会社／法人ならびにジョイント・ストック・カンパニーおよび  
リミテッド・ライアビリティ・カンパニー  
なし
- (b) 会社
  - (i) 持ち株会社  
なし

(ii) FZ/EPZ などの中にある会社

適用外

(iii) 在外企業

適用外

(iv) 支店／代表事務所

なし

### 3.4.2 その他の税

#### (a) 個人所得税

バーレーンに個人所得税はないが、社会保険機構（**Social Insurance Organization (SIO)**）に登録した全従業員について社会保障税を納付することになっている。社会保障税は、従業員の給与に対して以下の税率で課税される。

(i) 年金（老齢、障害、死亡を含む）－会社が 11%、従業員本人が 7% を負担する。

(ii) 労働災害－会社が 3%を負担する。

(iii) 失業－従業員本人が 1%、雇用主が 1%を負担する（失業保険への雇用主拠出分は **Tamkeen** と呼ばれる労働基金 (**Labour Fund**) で賄われる。さらに 1%が政府から拠出される）。

海外駐在従業員は、上記の毎月の掛金を納付している場合に限り、労働災害や失業に際して **SIO** の保障を受けられる。

#### (b) 配当、ロイヤルティおよび利息にかかる税

なし

#### (c) 非居住者にかかる税

なし

#### (d) キャピタルゲイン税

なし

(e) 付加価値税

なし

(f) 登記税

バーレーンでの会社設立に際して登記税は課税されない。産業商務省 (MOIC) に会社を最終登録した時点で、50 バーレーン・ディナールの登録手数料を納付する。

(g) その他

ガソリンには販売税または売上税が課税されるが、税率は 12% と低率である。さらに、バーレーンで不動産を賃貸する自然人または法人は地方税を納付する。税率は当該不動産の用途 (家具なし / 家具付きの住居か、商業用不動産か) によって異なる。

### 3.4.3 二国間課税協定

(a) バーレーンは、以下の国との間で「二重課税防止条約」および「所得税脱税防止条約」を結んでいる。

(i) フランス (1994 年政令第 5 号。2010 年の法律第 2 号により改正。)

(ii) エジプト (1997 年政令第 17 号)

(iii) マレーシア (1999 年政令第 32 号。2011 年法律第 37 号により改正。)

(iv) ヨルダン (2000 年政令第 2 号)

(v) アルジェリア (2000 年政令第 18 号)

(vi) シリア (2000 年政令第 28 号)

(vii) モロッコ (2001 年政令第 8 号)

(viii) タイ (2001 年政令第 32 号)

(ix) フィリピン (2001 年政令第 34 号)

(x) 中国 (2002 年政令第 12 号)



- (xi) イラン (2002 年政令第 53 号)
- (xii) イエメン (2004 年法律第 6 号)
- (xiii) ベラルーシ (2004 年法律第 17 号)
- (xiv) シンガポール (2004 年法律第 22 号。2012 年法律第 29 号により  
改正。)
- (xv) レバノン (2005 年法律第 4 号)
- (xvi) トルコ (2006 年法律第 70 号)
- (xvii) ブルネイ (2009 年法律第 11 号)
- (xviii) スーダン (2009 年法律第 41 号)
- (xix) パキスタン (2009 年法律第 44 号)
- (xx) オランダ (2009 年法律第 45 号)
- (xxi) ベルギー (2009 年法律第 46 号。2010 年法律第 20 号により改正。)
- (xxii) ルクセンブルグ (2010 年法律第 3 号)
- (xxiii) ブルガリア (2010 年法律第 6 号)
- (xxiv) ウズベキスタン (2010 年法律第 13 号)
- (xxv) アイルランド (2010 年法律第 21 号)
- (xxvi) メキシコ (2011 年法律第 39 号)
- (xxvii) セイシェル (2011 年法律第 40 号)
- (xxviii) 英国 (2011 年法律第 44 号)
- (xxix) マルタ (2011 年法律第 45 号)
- (xxx) バーミューダ (2011 年法律第 46 号)
- (xxxi) トルクメニスタン (2012 年法律第 3 号)
- (xxxii) マン島 (2012 年法律第 10 号)
- (xxxiii) スリランカ (2012 年法律第 12 号)
- (xxxiv) チェコ (2012 年法律第 13 号)

(xxxv) グルジア (2012 年法律第 16 号)

(b) バーレーンは、さらに以下の国との間に「国際運輸業の所得に対する課税の相互免除条約」を結んでいる。

(i) フランス (1980 年政令第 1 号)

(ii) シンガポール (1995 年政令第 7 号)

(iii) イエメン (1999 年政令第 20 号)

(iv) 中国 (1999 年政令第 30 号)

(c) バーレーンは、以下の国との間に「租税情報交換条約」を結んでいる。

(i) フェロー諸島 (2012 年法律第 21 号)

(ii) フィンランド (2012 年法律第 22 号)

(iii) グリーンランド (2012 年法律第 23 号)

(iv) アイスランド (2012 年法律第 24 号)

(v) スウェーデン (2012 年法律第 25 号)

(vi) ノルウェー (2012 年法律第 26 号)

(vii) オーストラリア (2012 年法律第 31 号)

(viii) デンマーク (2012 年法律第 32 号)

### 3.5 外国人の雇用および在住許可に関する規制／現地人員の雇用

#### 3.5.1 外国人労働者（経営陣を含む）の雇用に関する規制

企業が外国人従業員を雇用するためには、海外駐在従業員一人ひとりについて労働許可と在住許可を取得する必要がある。海外駐在従業員の労働許可は、法人格を有する政府機関「労働市場規制局（Labour Market Regulatory Authority : LMRA）」が発行する。労働市場規制局（LMRA）は財務および事務の面で完全に独立しているが、労働相が正式な代表を務める取締役会の権限下に置かれている。労働市場規制局（LMRA）の権能は、労働市場規制、就労ビザ発給、ならびに人材派遣免許、労働者募集機関、職業紹介所およびフリーランス海外駐在員の事業活動の規制および管理である。

バーレーンで会社を最終的に登録し、商業登録証明書を取得した時点で、労働市場規制局（LMRA）のウェブサイト（[www.lmra.bh](http://www.lmra.bh)）の「Expatriate Management System（EMS）」を経由して以下の必要書類を提出しなければならない。

- (a) 機関/ユニット登録申請書一式
- (b) 会社の住所宛てに発行された最新の電力料金請求書の写し
  - (i) 請求の支払いが完了していなければならない。また、発行後 3 ヶ月以内のものでなければならない。
  - (ii) 請求書の供給先住所が、会社の商業登録住所と一致しなければならない。
  - (iii) 当該請求書は、電力供給停止の最終通告書であってはならない。
  - (iv) 当座勘定預金保証債券は受理できない。会社に対してまだ請求書が発行されていない場合は、利用契約が開始されたか、または当該商業登録住所に移されたことを示す電力会社と水道局の印刷物で十分である。
  - (v) 電力料金の納付者が会社ではない場合（例えば、モールのショップの場合や、地主が電力料金を支払う場合）は、賃貸借契約が必要である。
  - (vi) 電力料金請求書が添付されない場合は、特別委員会が申請を審査し会社の活動を調査する。
- (c) 担当者または権限者の身分証明書の写し
- (d) 労働市場規制局（LMRA）登録を行う権限を当該機関の担当者に与える会社の経営者からの書状

さらに、以下の要件が課されるので注意しなければならない。

- (a) 登録手続きを完了するためには、会社の所有者が出頭し、所定の要件に従って権限者を特定しなければならない。または、公証人が証する代理人の権限に基づいて会社から権限を与えられた者が出頭しなければならない。
- (b) 会社または銀行の登録の場合、労働市場規制局（LMRA）の窓口となる担当者および権限者が記載された、取締役の長または権限を与えられた取締役の正式な書状でよい。かかる書状には、産業商務省（MOIC）が発行した会社の登録書を添付しなければならない。
- (c) 書類手続代行業者に権限を付与する場合は会社所有者が出頭する必要はなく、取締役会の長または権限者からの正式な書状でよい。手続代行業者は以下の条件を満たさなければならない。
  - (i) 産業商務省（MOIC）に登録し、政府の手続サービスを請け負っていること。
  - (ii) 有効な手続カードを提示すること。

労働市場規制局（LMRA）は、必要かつ正確なデータおよび情報がすべて提出された時点で会社の申請登録についての決定を下すという点に注意しなければならない。

労働市場規制局（LMRA）は、必要かつ正確な情報、書類および条件がすべて満たされた日から 10 就業日以内に、新規海外駐在従業員の申請について決定を下す。

### 3.5.2 在住許可

就労ビザが承認されたら、バーレーン国内での居住を希望する従業員およびその家族について、内務省（Ministry of Interior）国籍・パスポート・住居局（Nationality, Passports & Residence Affairs）で在住許可申請を行う。申請期間中、パスポート原本は上記の機関が預かる。

### 3.5.3 現地人雇用義務

Expat Management System (EMS) は、雇用主が必要な就労ビザを取得することを認めるバーレーン人化政策に基本的に則っている。バーレーン人化政策は、全商業活動に関するバーレーン人基準比率表に基づいて、バーレーン人の割合を定めている。この表は、産業商務省 (MOIC) の承認を受けており、営業登録された会社支店の規模に従って区分されている。バーレーン人化のレベルは、

[http://portal.lmra.bh/files/cms/downloads/english\\_attachment/bahrainisation\\_table\\_en.pdf](http://portal.lmra.bh/files/cms/downloads/english_attachment/bahrainisation_table_en.pdf) で閲覧することができる。

#### 3.5.4 所轄官庁

労働市場規制局 (Labour Market Regulatory Authority)

PO Box 18333

Manama

Kingdom of Bahrain

電話 : +973 17506055 / +973 17506055

電話 : +973 17388888 / +973 17388888

ファクシミリ : +973 17552681

電子メール : [lmra@lmra.gov.bh](mailto:lmra@lmra.gov.bh)

ウェブサイト : [www.lmra.bh](http://www.lmra.bh)

内務省 国籍・パスポート・住居局 (Nationality, Passports & Residence Affairs – Ministry of Interior)

PO Box 13

Manama

Kingdom of Bahrain

電話 : +973 1739 9777

## 3.6 知的財産権保護

### 3.6.1 関連する法令

バーレーンは 1995 年から世界知的所有権機関（WIPO）に加盟している。また、以下の国際条約の締約国でもある。

- (a) 工業所有権の保護に関するパリ条約
- (b) 商品およびサービスの国際分類に関するニース協定
- (c) 商標の国際登録に関するマドリッド協定
- (d) ジュネーブ商標条約

### 3.6.2 上記の法律の概要

#### (a) 商標および地理的表示

商標は、「商標法」（2006 年法律第 11 号）によって規制される。主な規定は、以下のとおりである。

- (i) 商標登録は出願日から 10 年間有効である。また、この保護期間は更新できる。
- (ii) 登録手続きには約 1 年かかる。
- (iii) 出願手数料は、商標登録出願 1 件につき約 120 バーレーン・ディナールである。
- (iv) 上記の法は、第 27 条において有名商標を認め、当該商標がバーレーンで登録されていない場合も有名商標に保護を与えている。

地理的表示は 2004 年法律第 16 号によって規定されている。

#### (b) 意匠

意匠は「意匠法」（2006 年法律第 6 号）によって規定されている。主な規定は、以下のとおりである。

(i) 意匠の保護期間は 10 年間で、5 年間の再更新が可能である。

(ii) 出願手数料は約 95 バーレーン・ディナールである。

(c) 著作権

著作権は「著作権および関連する権利に関する法律」（2006 年法律第 22 号）に規定されている。同法第 37 条の規定によれば、著作者はその死後 1 年目から 70 年間にわたって著作権保護を受けることができる。また（同法第 38 条によれば）当該作品が 2 以上の著作者の共同作品である場合、著作権を取得した作品は生存中および作品の最後の著作者の死後 70 年間にわたって保護される。

(d) 特許権

バーレーンは特許協力条約（PCT）の締約国である。この条約は 2006 年 1 月 18 日の時点で効力を有している。特許権は、「特許法」（2004 年法律第 1 号）において規定されている。主な規定は以下のとおりである。

(i) 特許権の保護期間は出願日または優先日から 20 年間である。

(ii) 法人の出願料は約 180 バーレーン・ディナール、自然人の出願手数料は 90 バーレーン・ディナールである。

(e) ドメイン名

現在、バーレーンの法律はドメイン名について規定していない。ドメイン名は、バーレーン最大の通信会社の一つである Batelco にビジネス・アカウント部を通じて申請する。ビジネス・アカウント部が、通信規制局（Telecommunications Regulatory Authority）の最終承認を得る。

### 3.7 外国法人の設立手続きおよび必要書類

#### 3.7.1 内国法人の場合

法人には「事業会社法」（2001年法律第21号）の規定が適用される。外資系企業がバーレーンで設立できる各種法人形態は、以下のとおりである。

(a) ジョイント・ストック・カンパニー

ジョイント・ストック・カンパニーは、流通性株式を通じて当該会社に投資した多数の者で構成される。これらの者は、所有する株式の価値の範囲で会社の債務および義務に対して責任を負う。ジョイント・ストック・カンパニーには、以下の2種類がある。

(i) パブリック・ジョイント・ストック・カンパニー

パブリック・ジョイント・ストック・カンパニーは、多数の（7人以上の）設立当初株主で構成される。これらの株主は、流通性株式を通じてその会社に投資する。株主は、所有する株式の価値の範囲で会社の債務に対して責任を負う。主な特徴は、以下のとおり。

(A) 有限責任

(B) バンキング、保険および投資活動が認められる（バーレーン中央銀行（CBB）の承認を要する）。

(C) 現地事業が認められる。

(D) 現地事務所が必要。

(E) 最低資本金は100万バーレーン・ディナール

(F) 設立当初株主の最低数は7人

(G) 取締役は5人以上

(H) 監査済み年次財務報告書が必要。

(I) 外国人による出資：GCC国籍者は100%所有を認められる。非GCCの投資家は、会社の株式の49%までしか取得できない。（ただし米国市民は除く。バーレーンと米国の二国間投資条約に基づき、米国人投資家には2005年1月1日からGCC待遇が与えられている。）

(ii) クローズド・ジョイント・ストック・カンパニー



クローズド・ジョイント・ストック・カンパニーは2人以上の株主で構成される。株式は売却できるが、一般市民を対象とした引受け募集は行われない。主な特徴は、以下のとおり。

- (A) 有限責任
- (B) バンキング、保険および投資活動が認められる（バーレーン中央銀行（CBB）の承認を要する）。
- (C) 現地事業が認められる。
- (D) 現地事務所が必要。
- (E) 手がける商業活動の種類に応じて最低資本金は25万バーレーン・ディナール（初めに資本金の50%を払い込み、会社の最終登記日から3年以内に残額を払い込む。）
- (F) 1株あたりの額面は0.100バーレーン・ディナール以上、100バーレーン・ディナール以下でなければならない。
- (G) 株主は2人以上
- (H) 取締役は3人以上
- (I) 監査済み年次財務報告書が必要。
- (J) 外国人による出資：GCC国籍者は100%所有を認められる。非GCCの投資家は、手がける事業活動によって、会社の最大100%を取得できる。（ただし米国市民は除く。バーレーンと米国の二国間投資条約に基づき、米国人投資家には2005年1月1日からGCC待遇が与えられている。）

(b) リミテッド・ライアビリティ・カンパニー

リミテッド・ライアビリティ・カンパニーは2～50人の株主で構成される。株主は、資本金に占める自己の持ち株の範囲で会社の債務および負債に対して責任を負う。パートナーの数が2人未満になった場合、会社は30日以内に新たな株主を引き入れるか、または法律に基づいて一人会社に転換しなければならない。リミテッド・ライアビリティ・カンパニーの主な特徴は以下のとおり。

- (i) 有限責任

- (ii) バンキング、保険および投資活動は認められない。
- (iii) 公開株式、流動性ワラントまたは社債は認められない。
- (iv) 現地事務所を置く必要がある。
- (v) 事業活動の種類に応じて最低資本金 2 万バーレーン・ディナール
- (vi) 株主は 2 人以上、50 人以下
- (vii) 取締役は 2 人以上
- (viii) 事業活動の種類に応じて、外国人持株比率 100%が認められる。
- (ix) 監査済み年次財務報告書が必要。

上記の特徴は、以下の点を除き一人会社にも適用される。

- (i) 最低資本金は事業活動の種類に応じて 5 万バーレーン・ディナール
- (ii) 株主／プロモーターは 1 人のみ
- (iii) 取締役は 1 人以上

(c) ジョイントベンチャー (JV)

ジョイントベンチャー・カンパニーは法人格を持たない。(共同事業とも呼ばれる。) パートナーの権利と義務、損益の分配その他の条件が会社の基本約款で定められている。会社は株式や流通証券を発行できない。バーレーンの JV の大半は、リミテッド・ライアビリティ・カンパニーの形式をとっている。

(d) 代表事務所／支店

バーレーンの国外で登記された外国企業の支店は、営業事務所、代表事務所または地域事務所を開設することができる。

(i) 代表事務所

主な特徴は以下のとおり。

- (A) 親会社としての有限責任。
- (B) 認められるのはマーケティング活動およびプロモーション活動のみ。
- (C) 現地事務所を置く必要がある。
- (D) 支店長が必要。

(ii) 支店

主な特徴は以下のとおり。

- (A) 親会社としての有限責任。
- (B) 現地事業が認められる。
- (C) 認められるのはマーケティング活動およびプロモーション活動のみ。
- (D) バンキング、保険および投資活動が認められる（バーレーン中央銀行（CBB）の承認を要する）。
- (E) 現地事務所を置く必要がある。
- (F) 支店長が必要。

### 3.7.2 内国法人設立

- (a) 内国法人（LLC、一人会社およびパブリック／クローズド・ジョイント・ストック・カンパニー）の設立

バーレーン投資家センター（BIC）で商業登記申請書を提出する。必要書類は以下のとおり。

(i) バーレーンおよびGCCの市民／企業

- (A) 会社登記単一申請用紙
- (B) 自然人は、セントラル・ポピュレーション・カード（バーレーン人）またはパスポート（GCC市民）

- (C) 法人は、申請会社の商業登記、基本定款および通常定款、取締役会決議の正本、ならびに監査済み財務諸表の原本
- (D) (必要に応じて) 委任状の正本
- (E) 基本定款原案 (パブリック/クローズド・ジョイント・ストック・カンパニーおよびリミテッド・ライアビリティ・カンパニーの場合)
- (F) 通常定款原案 (パブリック/クローズド・ジョイント・ストック・カンパニーおよび一人会社の場合)
- (G) 創立者宣言書原案 (一人会社の場合)
- (H) フィージビリティスタディ (パブリック・ジョイント・ストック・カンパニーの場合)
- (I) バーレーン中央銀行 (CBB) の免許を受けたバーレーン国内の銀行が発行する資本金預金証明書 (基本定款/通常定款の認証後に提出してもよい)
- (J) 現物株式の場合は会計監査人の報告書 (適宜)
- (K) 申請者が自然人で、経営幹部または取締役の職に就く場合は、雇用主の異議なし証明書
- (L) 代理商/販売店/フランチャイズ契約書の写し (適宜)
- (M) 商標ライセンス契約書 (社名が当該商標に関係する場合)
- (N) バーレーン国内で活動する監査事務所を指名する書面
- (O) 指名された取締役および権限を与えられた署名者の CPR またはパスポートの写し
- (P) 予定される事業活動によっては、その他の要件が適用される場合がある。

(ii) (非 GCC の) 外国人および外国企業

- (A) 会社登記単一申請用紙

- (B) 自然人は、ビザのページがついたパスポートの写し、およびセントラル・ポピュレーション・カード（居住者用）の写し
- (C) 法人は、申請会社の商業登記、基本定款および通常定款、取締役会決議の真正な写し、ならびに監査済み財務諸表の原本
- (D) （必要に応じて）委任状の正本
- (E) 基本定款原案（パブリック／クローズド・ジョイント・ストック・カンパニーおよびリミテッド・ライアビリティ・カンパニーの場合）
- (F) 通常定款原案（パブリック／クローズド・ジョイント・ストック・カンパニーの場合）
- (G) フィージビリティスタディ（パブリック・ジョイント・ストック・カンパニーの場合）
- (H) バーレーン中央銀行（CBB）の免許を受けたバーレーン国内の銀行が発行する資本金預金証明書（基本定款／通常定款の認証後に提出してもよい）
- (I) スポンサー契約書（適宜）
- (J) マネジメントおよび専門コンサルタント業に関する履歴書および資格証明書の写し
- (K) 代理商／販売店／フランチャイズ契約書の写し（適宜）
- (L) 商標ライセンス契約書（社名が当該商標に関係する場合）
- (M) バーレーン国内で活動する監査事務所を指名する書面
- (N) 指名された取締役および権限を与えられた署名者の CPR またはパスポートの写し
- (O) 予定される事業活動によっては、その他の要件が適用される場合がある。

上記の書類が受理されると、申請者には、管轄機関から必要な事業活動を行うための承認が与えられる。次に、公証人の前で会社の基本定款／通常定款に署名する。公証人の認証を受けた後、(会社の種類と写しの通数によって) 約 20～40 バーレーン・ディナールの登記料をバーレーン投資家センター (BIC) に納付する。商業登記証明書の発行時に、新会社名と活動を毎週水曜発行の官報に掲載するため、30 バーレーン・ディナールの手数料を情報局 (Information Affairs Authority) に納付する。

(b) 代表事務所または支店の設立

必要書類は以下のとおり。

- (i) 申請会社の商業登記証明書の正本
- (ii) 申請会社の基本定款および／または通常定款の正本
- (iii) バーレーンでの支店開設および支店長指名に係る取締役会決議の正本
- (iv) (必要に応じて) 保証人引受書
- (v) 親会社の保証状
- (vi) 監査済み財務諸表

上記の書類が受理された後、50 バーレーン・ディナールの登記料をバーレーン投資家センター (BIC) に納付する。商業登記証明書の発行時に、新会社名と活動を毎週水曜発行の官報に掲載するため、30 バーレーン・ディナールの手数を情報局 (Information Affairs Authority) に納付する。

海外で発行された書類はすべてバーレーンの監督機関に提示しなければならない。また、以下の機関の認証を受けていなければならない。

- (i) 当該国の外務省および当該国のバーレーン大使館
- (ii) または、バーレーン国内にある当該国の大使館およびバーレーン外務省

### (c) ジョイントベンチャー（JV）の設立

ジョイントベンチャーは、パートナーの権利および義務、ならびに損益の分配が明記された基本定款に公証人の認証を受けることによって設立される。上記の認証手数料は基本定款の認証にも適用される場合がある。

### 3.7.3 FZに帰属する（またはこれに類する立場の）法人

適用外

## 3.8 財務および会計について

### 3.8.1 財務

内外の投資家は、バーレーン中央銀行（CBB）の免許を受けた多数のイスラム系銀行および在来型銀行ならびに金融機関を通じて、多様なクレジットおよび事業用ローンを利用することができる。

### 3.8.2 会計監査

監査人の役割および責任については「監査人法」（1996年法律第26号）が適用される。法人については、「事業会社法」（2001年法律第21号）が監査人の指名、監査報告書の承認、産業商務省（MOIC）への提出について規定している。すべての法人が年次監査報告書を提出しなければならない。1997年命令第8号に従い、監査人は当該法人について作成した監査報告書の写しに報告書に係る監査人のコメント／フィードバックを添えて産業商務省（MOIC）に提出しなければならない。

バーレーン中央銀行（CBB）は、在来型銀行免許取得者に係る国際会計・財務報告基準／国際会計基準に基づいて年次監査報告書を提出することを銀行および金融機関に義務付けている。イスラム銀行およびイスラム金融機関は、イスラム金融会計・監査基準機構（AAOIFI）が定める財務会計基準を順守しなければならない。

### 3.9 外国法人の閉鎖手続きおよび必要書類

#### 3.9.1 内国法人の場合

##### (a) 支店または代表事務所の閉鎖

支店または代表事務所は産業商務省（MOIC）への申請を行い、親会社が発行した支店または代表事務所の閉鎖に関する決議書および要請書を提出しなければならない。決議書および要請書の両方に、指名された清算人を明記しなければならない。

##### (b) 会社の閉鎖

- (i) 株主が正当な理由をもって管轄の裁判所に要請することを、非任意清算または強制清算と呼ぶ。裁判所が会社の解散を決定した場合、当該裁判所は清算手続きに適すると思われる方法を指定する権限を有する。当該裁判所は清算人を指名し、清算人の報酬を決定する権限を有する。
- (ii) 総会の満場一致の決議（または会社設立文書で明確に認められている場合は過半数の賛成）によって、所定の期間が満了する前に会社を清算することを任意清算と呼ぶ。清算手続きには会社設立文書の該当規定が適用される。（該当規定が存在しない場合は、事業会社法（CCL）（2001年法律第21号）の規定が適用される。） 会社は以下のとおり、清算処理の正式手続きを開始する。

#### 3.9.2 清算手続き開始に必要な書類は、以下のとおり事業会社法（CCL）の第325～329条に定められている。

##### (a) 取締役会の決議

これは法律上の必要書類ではないため、事業会社法（CCL）の条項には明記されていないが、実際は提出を求められる。この決議書には、取締役会が株主に示した提案事項が記載される。この書類は会社の維持を目的とするものである。決議書には、以下の事項が記載されていなければならない。

- (i) 任意清算開始を決議したこと。



(ii) 会社の基本定款の清算に関する条項に従って手続きを進める旨を決議したこと。

(iii) 1人または2人以上の清算人の指名を決議したこと。

(b) 臨時総会の決議

これは、会社の株主の会議である。決議書には、以下の事項が記載されていなければならない。

(i) 任意清算開始を決議したこと。

(ii) 既になされた取締役会の決議を採択したこと。

(iii) パートナーまたはパートナー以外から1人または2人以上の清算人を指名すること。

(iv) 1人または2人以上の清算人の報酬を決定したこと。

(c) 会社の代理人として権限を付与された署名者がバーレーン投資家センター（BIC）に対して任意清算を承認するよう求める書面

(d) 会社の最新の監査済み財務報告書

### 3.9.3 手続き

(i) 産業商務省に清算の申請を行う。

(ii) 承認が下りた時点で官報に公告が掲載される。公告は15日間有効である。

(iii) 15日が経過すると、清算が商業登記簿に記載される。

(iv) 清算期間中は「清算中」の文言が社名に付記される。

(v) 日刊地方紙1紙に掲載される。掲載内容は30日間有効である。  
清算人はこれまでに記載手続きの処理を行わなければならない。

(vi) 清算手続き完了までには6ヶ月～1年（またはそれ以上）かかる。

### 3.9.4 FZに帰属する（またはこれに類する立場の）法人

適用外

（本報告書作成者 Clyde & Co LLP からの注記）

注記 1. バーレーンの法令は全てアラビア語で発令されており、公式な翻訳は存在しない。よって本稿のアドバイスは、当社独自の翻訳と当社が適時入手した第三者の翻訳をもとに書かれている。当社はこれをバーレーンの法規と現在の市場慣行に照らして解釈した。

注記 2. 本稿の説明は発行日の時点で可能な限り正確を期したが、本稿の説明に依拠する前に、法令の特定のポイントや重要なポイントを再度確認することが望ましい。